

地方からの提案個票

＜各府省第1次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
17	指定管理者制度の対象施設の見直し	1～2
36	電子マネーを利用した公金の収納を可能とする見直し	3～8
47	旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し	9～12
40	国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業(宿舎)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	13～14

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	292	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大

提案団体

浜松市、裾野市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲について、条例を定めれば、「公の施設」とされていない施設でも指定管理者制度を導入できるよう規制緩和を求める。

具体的な支障事例

地方自治法第 244 条の 2 に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第 244 条において「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」と定義されていることから、学校給食センターや廃棄物処理場に適用することができない、
 当市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間活力の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し仕様を定める必要がないため、民間事業者の創意工夫により、仕様書に定められた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センター等において市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、当市では市清掃工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清掃工場からの熱や蒸気を総合水泳場の温水プールに利用しているが、現在、清掃工場は委託契約、総合水泳場は指定管理で管理運営している。清掃工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食センター等において民間活力の導入が推進され、市民サービスの向上、財政コストの低減を見込むことができる。

根拠法令等

地方自治法第 244 条及び第 244 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島田市、京都市、伊丹市、宮崎市

○本市においても廃棄物処理施設等の管理運営について、業務委託、や PFI 事業等の検討を進める際、「BT 方式 + 指定管理者制度」の手法が可能かどうかの検討を行ったことがある。
 PFI 事業であれば、民間事業者の管理運営が可能にもかかわらず、公の施設ではないために「指定管理者制

度」を選択することができない状況である。
提案団体同様、規制緩和を求める。

各府省からの第1次回答

指定管理者制度は、民間事業者に対して行政処分的一种である使用の許可の権限を付与し、施設を管理運営させる制度である。

学校給食センターや清掃工場においては、住民への使用の許可権限の付与が必要な施設ではないと考えられるため、指定管理者制度を活用する必要はなく、私法上の委託契約によって管理を民間事業者へ委託することで当該施設を管理するという目的は十分に達成される。

支障事例で指摘された隣接する公の施設との一体的な管理についても、隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能であり、このことが制度上の支障であるとは考えていない。また、公の施設に該当しない施設については、私法上の委託契約によって行うことができるものと考えている。

このため、委託契約で実施可能な管理について、あえて指定管理者制度又は類似の制度を設ける必要性はない。

なお、民間事業者への委託について議会の議決事項としたいのであれば、地方自治法第96条第2項により条例で議決事件として定めることができる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。

具体的な支障事例

地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード等によることとされている。

しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。

電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市税等の決済手段が多様化することにより、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の 2、地方税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、群馬県、船橋市、兵庫県、南あわじ市、山口県、徳島県

○全国的に電子マネーが普及していることから、公共団体においても決済手段の一つとして整備されていくことで市民の利便性の向上、収納率の向上が期待できる。

○電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。

電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	96	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

公金収納における電子マネーの取扱いの明確化

提案団体

埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能な、利用者の利便性が高い決済手段である。

平成 20 年の電子マネーによる決済は 11 億件、決済金額は 7,581 億円であったが、平成 28 年には 52 億件で 4.7 倍、決済金額は 51,436 億円で 6.8 倍と飛躍的に増えている。

また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 年(2020 年)に、国が目標としている 4,000 万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。

これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。

【支障】

地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

小額支払いについて小銭の取扱いが不要になり、利用者の利便性の向上を図れる。

日本の通貨になれない 4,000 万人の外国人旅行者にとって、電子マネーの利便性が高く、ストレスなく観光できる。
--

根拠法令等

地方自治法第 231 条の 2 第 6 項

地方自治法施行令第 157 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、群馬県、入間市、船橋市、島田市、小牧市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市

○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。

○今後、支払い方法のニーズが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化するべきだと考える。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。

電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	200	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和

提案団体

茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。

いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。

具体的な支障事例

電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。

地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用して行いたい、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した収納について明文の規定がないため、導入ができない。

特に、美術館等の各種施設料金や手数料及びの支払い手段として有効であり、実際に住民からも電子マネーの利用の可否について問い合わせもあるところである。

また、地方公共団体の財務制度に関する研究会が平成27年12月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において、収入方法の多様化の一環として、地方公共団体においても電子マネーによる収入方法を可能とすべき旨が述べられており、早急に措置すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度が明確になることで、地方公共団体におけるキャッシュレスに向けた取組が促進され、その結果、支払手段が拡大することにより、住民等の利便性向上に資する。

根拠法令等

地方自治法第231条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、市川市、船橋市、島田市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市

○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック

競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。

各府省からの第1次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。

電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)

提案団体

大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。

具体的な支障事例

旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。
 同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第 20 条第 2 項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成 30 年 9 月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成 30 年 10 月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。
 また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。
 しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)
 その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。
 また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。
 また、窓口業務の民間委託が促進される。

根拠法令等

- ・地方自治法 243 条
- ・地方自治法施行令第 158 条
- ・旅券法第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。

各府省からの第1次回答

【総務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。

【外務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。

また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数を徴収することができる」と規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゆうを超えており、困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第1次回答

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)

提案団体

大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。

具体的な支障事例

旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。
 同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第 20 条第 2 項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成 30 年 9 月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成 30 年 10 月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。
 また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。
 しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)
 その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。
 また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。
 また、窓口業務の民間委託が促進される。

根拠法令等

- ・地方自治法 243 条
- ・地方自治法施行令第 158 条
- ・旅券法第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。

各府省からの第1次回答

【総務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。

【外務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。

また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数を徴収することができる」と規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゆうを超えており、困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

管理番号

166

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。

具体的な支障事例

【現状】

企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料金、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。

【支障事例】

瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15.5ha)と六甲山地区(430ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に運用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

六甲山は別荘・企業保養所の適地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業(宿舍)として執行するための認可権限が付与されることで、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利用促進につながる。

根拠法令等

自然公園法第10条第3項
国立公園事業取扱要領第10 1 (7)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

国立公園事業は原則として国が執行するもので、民間事業者等は環境大臣の認可等を受けて国立公園事業の一部を執行することができることされており（自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条）、「国立公園事業取扱要領」（平成23年11月30日付環自国発第111130004号自然環境局長通知）（以下「取扱要領」という。）において認可等の審査基準が定められている。

国立公園事業は社会公共の福祉のため、原則として国自らが行ういわゆる「公企業」とされており、国又は公共団体以外の者は環境大臣の認可により、その公企業の一部の特許を付与されるという性質に鑑み、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」という基準を定めている。

一方で、近年、宿泊施設の経営手法が多様化しており、特定の団体又は構成員の優先的な利用を一部確保しつつ、一般にも利用機会が提供されるような宿泊施設の形態がみられている。

環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。

ご提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければ明確化することは難しいことから、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。